（算式）

再建築費評点数＝基準年度の前年度における再建築費評点数×再建築費評点補正率

１　基準年度の前年度における再建築費評点数は、前基準年度に適用した固定資産評価基準第２章第１節、第３節及び第４節一によつて求めたものをいう。

［２　略］

［五・六　略］

第４節　経過措置

［削る］

一・二　［略］

三　固定資産税に係る令和６年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、令和６年１月１日において地方税法第349条第２項第１号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が令和５年１月２日以降に生じたものについては次の１によつてその価額を求めるものとする。

１　第１節から本節二までによつて求めた家屋の価額

［２　略］

四　固定資産税に係る令和７年度又は令和８年度における在来分の家屋のうち、令和７年１月１日又は令和８年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ令和６年１月２日又は令和７年１月２日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、令和７年１月１日又は令和８年１月１日において同項第１号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ令和６年１月２日又は令和７年１月２日以降に生じたものの評価については、次の１によつてその価額を求めるものとする。

１　第１節から本節二までによつて求めた家屋の価額

［２　略］

五～七　［略］

１　基準年度の前年度における再建築費評点数は、前基準年度に適用した固定資産評価基準第２章第１節、第３節及び第４節二によつて求めたものをいう。

［２　同左］

［五・六　同左］

第４節　［同左］

一　固定資産税に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における家屋の評価に限り、第２節二及び第３節二に定める標準評点数並びに第２節四及び第３節四に定める再建築費評点補正率の設定に当たつては、一部の資材における異例かつ急激な価格変動の状況に鑑み、標準評点数及び再建築費評点補正率の基礎とすべき基準年度の賦課期日の属する年の２年前の７月現在の東京都（特別区の区域）における物価水準により算定した工事原価に相当する費用のうち、木材及び鉄鋼に係る資材の価格を、令和３年１月から同年12月までの各月の物価指数の平均値を基礎とした補正率によつて補正することとする。

二・三　［同左］

四　［同左］

１　第１節から本節三までによつて求めた家屋の価額

［２　同左］

五　［同左］

１　第１節から本節三までによつて求めた家屋の価額

［２　同左］

六～八　［同左］